

労働保険の申請は カンタン・便利な電子申請で!!

e-Gov (イーガブ)
にアクセス!



労働保険に関する申請や届出について、書面での手続きではなく「電子申請」を使うことで、インターネットを経由してカンタン・便利に手続きできます。

自宅やオフィスなどから「e-Gov」サイトにアクセスし、24時間いつでも申請や届出ができます。特に毎年行う労働保険の年度更新申請は、過去の実績を電子ファイルで保存しておくので書類の整理にも便利です。

- ①インターネットに接続したPC
- ②QRコードを認識できるモバイル端末
- ③当りフレッツ の準備ができたところで、はじめましょう!



労働保険に関する電子申請のながれ

[e-Govを初めてお使いの方へ>>](#)



事前準備

電子申請を安全に行うため、電子証明書を取得(本人確認やデータ改ざんを防止します。G Biz ID やマイナンバーカードでも利用できます)し、パソコンの環境設定(アカウントの準備とブラウザの設定)をしましょう。



イーガブ
「e-Gov」から電子申請

[e-Gov電子申請利用マニュアル >>](#)

e-Gov サイトから電子申請を行います。画面に入力しながら申請書を作成し、電子署名を付けてインターネット経由で提出します。

[電子申請準備ガイドBOOK>>](#)



事前準備を始めましょう

ポイント1

電子証明書を用意します

[電子証明書のご案内>>](#)

e-Gov で労働保険手続きの電子申請を行う場合、電子証明書を入手していない方は、「[認証局のご案内](#)」をご覧ください。(認証局の電子証明発行には手数料等が必要となります。)

電子申請のための電子証明書をお持ちでない場合

e-Gov でも使用できる G Biz ID のご利用(無料)が便利でお得です。

申請者(事業主)が申請し(郵送又はオンライン)、一度だけ初期設定が必要です。

◇◇ 2026年7月から G Biz ID アカウントには有効期限(2年3か月)が設定されます ◇◇

[アカウントの有効期限とは >>](#)



[G Biz ID | Home >>](#)



G Biz ID には3種類のアカウントがありますが、労働保険年度更新等の申請は、「[gBizID プライム](#)」か「[gBizID メンバー](#)」のアカウントを利用により、電子証明書を添付せずに手続きができて便利です。



ポイント2

e-Gov アカウントの準備を行います

[e-Govアカウントの登録方法>>](#)

ポイント3

パソコンの環境設定をします

3-1 ポップアップブロックの解除 >>

ブロックが有効のまま利用すると、正しく画面が表示されない場合があります。

<< 3-2 信用済みサイトの登録

登録を行わないと、e-Gov 電子申請サービスを利用して電子申請を行う際に、警告メッセージ等が表示される場合があります、正常に動作しなくなることがあります。



ポイント4

e-Gov 電子申請アプリケーションをインストールします

[アプリのインストール>>](#)



…次は『[実際の電子申請の方法について](#)』です

実際に電子申請をしてみましょう

電子申請を行うための事前準備が完了したら、実際に電子申請を行ってみましょう。
ここでは、「[労働保険 年度更新申告](#)」の手続きを例に手続きの流れを紹介します。

e-Gov 電子アプリを起動

事前に取得した e-Gov のアカウントでログインします。
(G Biz ID によるログインは電子証明書の添付は不要です)

[e-Gov アカウントログイン方法について >>](#)



検索ワードに入力

申請する手続きを「[手続検索](#)」の検索ワードに入力します。年度更新申請であれば「[年度更新申告](#)」と入力します。(QA 様式も選択できますのでご利用ください)



<<[手続検索](#)

【個別認証】労働保険番号・アクセスコードを入力

労働保険番号(19 から始まる数字 14 桁)とアクセスコード(英数字8桁)は毎年 5 月下旬に郵送される申告書用紙に記載されています。

[アクセスコードとは>>](#)



申請者情報・連絡先情報の入力、設定

入力項目に従って必要な情報を入力してください。



<<[申請者情報を設定する](#)



<<[連絡先情報を設定する](#)

申告書の入力

申告書の **プレビュー** から **入力支援** 部分に入力します。**入力支援** により、前年度情報が入力されますので、ご確認ください。その他の項目の入力が終了したら、画面一番下の **必須項目入力後、チェックしてください** に を入れ、 **OK** をクリックしてください。必要項目が計算されます。入力内容に誤りがある場合、メッセージに従って訂正し、再び を入れてください。



◀◀ **【年度更新申告書計算支援ツール】をダウンロードし、Excel 形式の【算定基礎賃金集計表】(緑色のシート)に入力して計算すると【(参考)e-Gov イメージ】(黄色のシート)に電子申請の入力画面のイメージが表示されます。イメージに従って申請 **提出先を選択する** すると、とても簡単です。(一括有期事業についても同様です)。**



提出先を選択

大分類で【山梨労働局】を指定します。
添付書類がある場合は PDF ファイル形式でお願いいたします。
電子証明書を選択している方は使用する証明書を選択してください。
(G ビズ ID によるログインの場合、表示されません)

添付書類を入力する▶▶



申請内容の確認

申請内容は、以下の点についても確認してください。

1. **「行政手数料が必要ですが、労働保険の各種手続きには、手数料はかかりません。」**
2. 労働年度更新申告の電子申請では、保険料の納付方法を選択できます。
 - ① **納付書**(年度更新申告書の下方部分)による現金納付
 - ② **口座振替**(事前手続きが必要)の場合は、『**電子納付以外**』を選択してください。
 - ③ **電子納付** を選択する場合は、振込者氏名に【法人→法人名、個人事業→代表者名 社会保険労務士による提出代行→事業の法人名または代表者名】を入力してください。

よくあるケース
ご注意ください

- ★⁽¹⁾ 電子納付が完了しているのに金融機関窓口で二重に納付してしまった。
- ★⁽²⁾ 口座振替が設定されている場合、① 電子納付してしまった。又は② 納付書で納付してしまった場合でも、口座振替が決定する8月上旬で保険料の完納が確認されれば口座振替は行われません【二重納付にはなりません】。

確認後は **提出** をクリックして申請完了となります。

提出完了

到達番号と到達日時が確認できます。 **申請書ダウンロード** で控えをお取りください。

…次は『電子申請後の手続き等』です



通知コメントを確認しましょう

提出した申請書の審査状況を確認しましょう。

申請が完了(申請書の受理)すると、後日「申請案件に関する通知」が通知されます。保険料申告の電子申請では、「保険料納付のお知らせ」が通知されます(年度更新時期等では審査が込み合いますので、大幅に時間を要することがあります)。なお、**保険料の納付については、「保険料納付のお知らせ」の通知を待たずに、納付が可能ですので、上記★⁽¹⁾★⁽²⁾にご留意のうえ、以下の納付方法で保険料の納付期限(毎年7月10日前後の日)に間に合うよう納付をお願いします。**

保険料の納付は次の3通りから選ぶことができます

電子納付について▶▶



1) 電子納付の場合

「申請案件一覧」から電子納付したい到達番号をクリックしてください。
「納付情報」に納付番号、手続名、納付期限、収納状況が表示されます。
電子納付 をクリックしていただき、各金融機関のインターネットバンキング検索画面から納付となります(電子納付した場合に限り、納付状況欄が更新されます)。

2) 紙の納付書の場合

【年度更新申告書】の下方部分にある納付書に金額を記入し、金融機関窓口での現金納付となります(なお、金額を訂正した納付書での納付はできませんのでご注意ください)。

3) 口座振替の場合

口座振替納付を利用中の場合は、所定の納付日(概ね毎年9月上旬)に振替がなされます。これから利用したい場合、別途手続きが必要となります。
(※初年度のみ申込日に応じて振替開始時期が異なります。)

口座振替納付・電子納付▶▶



おすすめ

口座振替制度をご利用いただくと納付もカンタン・便利になります。

…いよいよ最後「返送書類(電子公文書)の確認」です。



返送書類(電子公文書)を受取りましょう

審査終了後の電子公文書(申請書控)を受取りましょう。

e-Gov マイページを確認

審査が完了し、申請が受理された場合、「公文書」欄に未読の公文書件数が表示されます。**公文書** をクリック後、**公文書をダウンロード** し、ご使用のパソコン内の任意の場所を指定して保存してください。
公文書(申請書控)はPDF形式で発行されてから90日間は受取りが可能です。

公文書の確認をする▶▶



公文書(申請書控)を確認

申請を受け付けた旨印字されます。
日付については、申請日ではなく、労働局にて審査を完了した日付になります。

受付(電子申請)
令和〇年〇月〇日
〇〇 労働局

よくあるご質問 Q&A はこちらから
ご利用ください。



山梨労働局
総務部労働保険徴収室

甲府市丸の内1-1-11
(055)225-2852

山梨労働局HP▶▶

